

生徒心得

「あかるく さとく たくましく」の校訓のもと、品格ある社会人・聡明な知識人・気力ある生活人を目指して何事にも常に誠実に向き合い、挑戦し、努力しよう。

1 登下校

(1) 午前8時 25 分までに登校する。登校後は終礼まで校外に出ない。

(2) 下校時刻は年間を通じて午後4時 50 分とする。

「部活動特別参加承諾書」を提出した場合は、以下のとおり延長できる。

夏季(3月～10月) 部活動終了時刻 午後6時00分 下校完了時刻 午後6時30分

冬季(11月～2月) 部活動終了時刻 午後5時30分 下校完了時刻 午後6時00分

その他教育活動による延長については別に定める。

(3) 自転車通学を希望する場合は、生徒指導課に申請書を提出し、許可を得る。

交通規則を守り、許可証を貼付した自転車を使用して通学する。

乗車時はヘルメットの着用が望ましい。

2 欠席・遅刻・早退・忌引・出席停止・公欠

(1) 欠席する場合は、午前8時15分までに保護者から学校へ連絡する。(メール連絡を推奨)

(2) 午前8時30分以後に登校した者は遅刻となる。職員室で入室許可願に記入し、許可を受ける。1限前に入室する際は担任へ、授業開始後に入室する場合は授業担当の教員へ入室許可願を提出する。

(3) 早退する場合は、早退願を提出して許可を受ける。

(4) 次の場合は以下の日数まで忌引とする。

父母死亡(7日以内)、祖父母・兄弟姉妹死亡(3日以内)、曾祖父母・伯叔父母・同居親族死亡(1日)

(5) ラーケーション等校長の許可する校外活動に参加する場合は出席停止とする。

(6) 忌引・出席停止・公欠の場合、欠席としないが授業は欠課とする。

3 授業

(1) 授業開始までに着席し、真摯な態度で授業を受ける。

(2) 保健室利用や教員による個別指導等の理由で開始時間に遅れる場合は、口頭で担当教員の許可を得て入室する。

4 考査

(1) 定期考査の時間割は1週間前に提示する。

(2) 考査の際は筆記用具のみを所持し、不正行為は絶対にしない。

5 その他の教育活動

(1) ホームルーム・生徒会活動および部活動には積極的に参加することが望ましい。

(2) 五条高校の生徒として参加する郊外活動はすべて事前の許可を得る。

6 保健衛生

(1) 常に自己の健康の保持増進に努め、身の回りの整理整頓を行う。

(2) 清掃の際はかならず担任あるいは所管者の点検を受ける。

(3) けがや体調不良の場合は速やかに担当教員に申し出、必要に応じて保健室を利用する。

(4) 感染症による欠席は、次回登校時に「学校感染症報告書」を提出する。

7 服装

- (1) 学校指定の制服を着用する。変形したり着崩したりしない。
夏服・冬服、スカート・スラックス、ネクタイ・リボン等は気候や体調等に合わせて自由に選択できる。ただし、入学式・卒業式については冬服を着用する。
- (2) 運動靴または黒・濃茶の革靴を着用する。
- (3) ニーソックスやルーズソックスは認めていません。ストッキング・タイツは黒またはベージュの単色無地を着用する。
- (4) 登下校時に防寒着（上着、手袋、マフラー等）の着用を認める。
- (5) 健康上の理由等により以上の服装が適さない場合は、生徒指導課の許可を受けて異装する。

8 携帯電話・スマートフォン

学習活動に必要な場面や登下校の安全・安心確保の観点や災害時の緊急連絡手段等のため、校内ではルールに則って使用することを許可します。ルールに違反する使用が確認された場合は指導となります。

9 風紀

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・暴力行為その他の風紀を乱す行動はしない。
- (2) 金銭の貸し借りはしない。

10 アルバイト

原則として認めない。特別な事情があり必要となる場合は生徒指導課に申し出をし、許可を得る。

11 その他

原動機付自転車・自動二輪車・乗用車の運転および免許の取得は、すべて禁止する。

12 休学・転学・退学・復学

休学・転学・退学・復学をする場合には、保護者・担任と相談の上手続きをする。

※ 各項目詳細については担当各課の定めによる。

〈校則（生徒心得）の見直し手続き〉

- 1 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務委員会でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。